

令和4年8月19日

厚生労働省医政局

医政局長 榎本 健太郎 殿

一般社団法人 全国リハビリテーション学校協会

会長 椿原 彰夫



公益社団法人 日本理学療法士協会

会長 斉藤 秀之



一般社団法人 日本作業療法士協会

会長 中村 春基



理学療法士作業療法士指定規則指導ガイドラインに関する第三者評価について（意見）

一般社団法人リハビリテーション教育評価機構は、平成24年度より任意の取り組みとして、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成施設に対する第三者評価を実施しています。平成30年の理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインの改正により、令和2年4月から、理学療法士作業療法士養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表することが義務づけられました。当機構による評価については、参考資料に示すガイドラインに定められた事項に基づいて実施しています。現状、平成24年から実施している認証評価もほぼ一巡し、当初想定していた各養成施設における教育の質を担保する観点での目的を達成しつつあると考えています。また、今年1月からは、言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会において、教育の質を高める観点で、関係する法令の改正について議論されているところです。

こうした状況も踏まえ、理学療法士作業療法士の養成教育についても、今後更に質の高い教育を目指す必要があると考えます。

【問い合わせ先】

全国リハビリテーション学校協会事務局

国際医療福祉大学 東京事務所内

東京都港区南青山1-24-1 アミティ乃木坂

TEL：03-3475-6636／FAX：03-3475-6637

E-mail: zenkoku-reha@iuhw.ac.jp

<参考資料>

1. 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構が定めるガイドライン（抜粋）

参考資料

一般社団法人リハビリテーション教育評価機構が定めるガイドライン（抜粋）

9. 評価概要

1) 評価対象

日本国内における理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の学校養成施設を対象とする。

2) 評価内容

当機構の定める評価方法に従って、学校養成施設（課程）の教育研究活動（教育理念・目標・方針、教育環境、ハラスメント防止対策、教育内容、教育成果、社会貢献、内部質保証）を評価する。

3) 評価基準

当機構が定める評価基準は、『理学療法士および作業療法士法』、『言語聴覚士法』に定める養成施設・養成所指定規則（以下、指定規則）、養成施設指導ガイドライン（以下、ガイドライン）・養成所指導要領に示されている内容の遵守を最低基準とし、評価項目ごとに上位基準を設定している。

4) 評価認定の流れ

評価は、既存学校養成施設（課程）は5年間に1回、新規学校養成施設（課程）では完成年度とする。評価方法は、事前に提出された「様式 1～7」と「様式 8の自己点検評価報告書」による「書面調査」と、評価員の現地視察による「実地調査」にて行う。「書面調査」は各養成課程を3名の評価員で実施し、「実地調査」は原則として対象校（課程）のあるブロック内とブロック外の評価員2名で実施する。

評価認定は、「書面調査報告書」と「実地調査報告書」内容を評価認定委員会にて審査し、審査結果を当機構理事会に諮り、理事会承認により認定される。

評価結果に対する対象校からの異議申し立てを受け付ける。

5) 評価結果の公表

対象校に対しては、理事会による決議結果を文書により通知するとともに、当機構のホームページに掲載し公表する。なお、評価結果によっては、対象校に対し、改善を求める場合もある。

6) その他特記事項

当機構の評価が開始される時点で、すでに一般社団法人日本作業療法士協会（以下、OT協会）教育関連審査委員会 WFOT（World Federation of Occupational Therapists）認定等教育水準審査班が実施してきた審査を受けて認定されている作業療法士養成施設について

は、その期限が終了した時点で、当機構の評価対象となるものとする。その際、WFOT 認定条件である「1,000 時間以上の実習時間を確保している養成施設」に該当すると判断された養成施設の場合は、すみやかにOT協会に報告し、OT協会が当機構の評価結果に基づき、WFOT 本部への手続きを行う。

【評価基準と評価項目】

基準Ⅰから基準Ⅶの 25 評価項目について、それぞれ 3 段階の評価基準を設けている。

段階①は 指定規則・ガイドライン等に依拠した最低基準である。

段階②は 段階①の上位基準である。

段階③は 最上位基準である。

基準Ⅰ 教育理念・目標・方針

- ①教育理念・目標・方針が明文化・公表されている
- ②アドミッション・カリキュラム・ディプロマポリシーが明文化・公表されている
- ③アセスメントポリシーが明文化・公表されている

基準Ⅱ 教育環境

Ⅱ -1 学科・専攻の長

- ①学士の学位を有する者、またはそれに準ずる学識・教育・研修修了者である
- ②修士の学位を有し、必要な教育・研修終了者である
- ③博士の学位を有し、10 年以上の教育経験と必要な教育・研修修了者である

Ⅱ -2 教員の要件

- ①指定規則で定める基準が遵守されている
- ②専任教員は全員が協会員（JPTA・JAOT・JAS）である
- ③専任教員は全員が修士以上の学位を有し、必要な教育・研修修了者である

Ⅱ -3 教員数と教科目

- ①指定規則で定める教員数が確保され、実習調整者が配置されている
- ②担当科目に関連する研究業績のある教員が配置されている
- ③指定規則の定数を超える専任教員が配置されている

Ⅱ -4 教育の質

- ①教育・研究・研修規程が整備され、専任教員の業績が公表されている
- ②授業評価およびFD・SDが実施され、結果が公表されている

③教育の質の向上に向けた研究・研修への積極的な取り組みが見られる

II -5 教育のための予算

- ①入学金・授業料・実習費等は適当な額である
- ②教育上必要な機械器具や図書購入予算が明示され、計画的に執行されている
- ③研究活動のための外部資金導入の努力を行っている

II -6 教育環境

- ①教育目的達成のための環境が整備されている
- ②校地校舎等の学修環境の整備と、適切な管理・運営が実施されている
- ③教育環境の確保・充実に向けた中長期計画が策定されている

II -7 教育設備

- ①ガイドライン等で定める教室および実習室が整備されている
- ②教員室（研究室）および個別指導の場が確保されている
- ③教育研究内容に対応した機材等が整備されている

II -8 教材・備品

- ①教育上必要な教材・備品および専門図書・雑誌が必要数確保されている
- ②適切な規模の図書室（館）を有し、十分な学術情報資料が確保されている
- ③講義・演習等に必要 IT 教育機器や文献検索システムが整備され、適切に運用されている

基準Ⅲ ハラスメント防止対策

- ①ハラスメント防止規程が整備され、公表されている
- ②ハラスメント防止を目的とした研修会が定期的実施されている
- ③全教職員、臨床実習施設職員、保護者等への周知・啓発が実施されている

基準Ⅳ 教育内容

IV -1 入学者の選考

- ①選考要項が整備され、公表されている
- ②学則に定められた学生の定員が守られている
- ③アドミッションポリシーに基づいた選考が行なわれている

IV -2 生活・学修支援

- ①生活・学修支援体制が整備されている

- ②生活・学修支援に関する学生の意見・要望を把握・分析し、適切に実施されている
- ③障がいのある学生や留学生に対する支援体制が整備されている

IV -3 教育課程

- ①指定規則、ガイドライン等に定められているカリキュラムが整備されている
- ②講義概要、学生便覧が整備・公表され、適正に運用されている
- ③教育課程を可視化するなど、修学向上への工夫・改善が見られる

IV -4 教育内容

- ①改正カリキュラムが適正に運用されている
- ②定期的にカリキュラムの検討・見直しが行われている
- ③特色ある教育プログラムを有している

IV -5 教育方法

- ①講義概要に教育方法を明記し、適切に運用されている
- ②講義、演習、実習が効果的に組み合わせられている
- ③教授方法の工夫・開発に取り組んでいる

IV -6 成績評価

- ①評価基準、方法を明記した文書を有している
- ②授業科目内容に合致した（客観的）評価方法により実施されている
- ③単位認定、進級・卒業認定、修了認定基準を適切に定め、厳正に適用されている

IV -7 臨床教育

- ①指定規則に基づいた臨床教育が計画・実施されている
- ②OSCE（客観的臨床能力試験）を導入し、評価・単位認定を行っている
- ③先進的な臨床教育プログラムを取り入れている

IV -8 臨床実習

- ①指定規則、ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ②臨床実習が適切な年次に配置され偏りなく実施されている
- ③特色ある臨床実習プログラムを取り入れている

IV -9 臨床実習施設との連携

- ①定期的に臨床実習指導者会議を開催し、議事録が共有されている
- ②実習の前後を含め施設と密な連携が取られている
- ③専任教員が適時臨床実習に参加し、指導している

IV -10 臨床実習施設の条件

- ①指定規則、ガイドライン等に準じた臨床実習が実施されている
- ②臨床実習施設としての設備・スタッフが備えられている
- ③協会認定または病院機能評価等の認定施設が50%以上確保されている

IV -11 臨床実習施設の数と種別

- ①指定規則、ガイドライン等で定める施設基準が遵守されている
- ②各障害・病期・年齢層を偏りなく対応できる能力を培う実習施設が確保されている
- ③主たる臨床実習施設が確保されている

IV -12 臨床実習指導者

- ①ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ②上記該当者で、臨床経験10年を超える指導者が30%以上を占める
- ③上記①該当者で、専門・認定有資格者が30%以上を占める

基準V 教育成果

- ①教育成果の点検・評価結果が学生にFBされている
- ②学業達成率が80%以上である
- ③新卒者の国家試験合格率が全国平均以上である（過去3年間の平均値）

基準VI 社会貢献

- ①個人レベルでの活動が行われている
- ②学科・専攻レベルで行われている
- ③学校・養成施設レベルで組織的に取り組まれている

基準VII 内部質保証

- ①第三者による外部評価を受審し、結果を公表している
- ②定期的に自己点検・評価を実施し、課題改善に努めている
- ③学部・学科・専攻全体のPDCAサイクルとその活用が図られている

【事務局】

東京都港区赤坂 4-1-26

国際医療福祉大学 東京赤坂 W 棟 10F

TEL:03-5114-5575

E-mail:jimukyoku@jcore.or.jp